二　新地共済法第七十六条第二号に掲げる公務障害年金　改正前地共済法による職域加算額又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているもの（以下この条において「旧職域加算額」という。）の支給を受けることができるとき。

三　新地共済法第七十六条第三号に掲げる公務遺族年金　改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額の支給を受けることができるとき。

2　次の各号に掲げる年金を受ける権利を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一　改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち退職を給付事由とするもの　新地共済法第七十六条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

二　改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち障害を給付事由とするもの　新地共済法第七十六条に規定する退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

三　改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの　新地共済法第七十六条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

3　新地共済法第八十条第二項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4　新地共済法第八十二条第三項の規定は、新地共済法第九十一条第三項前段又は第九十二条第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

5　新地共済法第九十三条第三項の規定は、同条第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものの支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害共済年金の額の算定の特例）

第六十一条の三　附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びこれに相当する年金である給付を受ける権利を有する者に対して更に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（初診日が第三号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。）にあるものに限る。）を支給すべき事由が生じた場合には、同法の規定による障害厚生年金は、同法の規定にかかわらず、支給しない。

附則第六十五条第一項中「有する者」の下に「（改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）の受給権を有する者を除く。）」を加える。

附則第六十七条中「改正後地共済法第五十四条の二第一項に規定する」を「新地共済法第四十三条第一項に規定する」に、「改正後地共済法第五十四条の二第一項、第六項後段及び第十四項」を「新地共済法第四十三条第一項、第八項後段及び第十六項」に改める。

附則第七十二条第一項中「又は障害基礎年金」を「若しくは障害基礎年金又は改正前地共済法による職域加算額」に、「から当該額」を「（改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額）から当該算定した額」に改める。

附則第七十三条第一項中「による障害基礎年金」の下に「又は改正前地共済法による職域加算額」を加え、「当該障害基礎年金」を「これらの年金たる給付」に改め、「算定した額（」の下に「改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額。」を加える。

附則第七十四条第一項中「又は遺族基礎年金」を「若しくは遺族基礎年金又は改正前地共済法による職域加算額」に改め、「算定した額（」の下に「改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額。」を加える。

附則第七十五条中「附則第五十六条及び第六十一条」を「附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条」に改め、同条第一号中「改正前地共済施行法第九十六条」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十六条及び第九十七条」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の積立て）

第七十五条の二　組合は、地方の組合の経過的長期給付（附則第六十条第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法による年金である給付その他の給付であって、改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものその他これに相当する給付として政令で定める給付をいう。次項、附則第七十六条第二項及び第三項並びに第八十六条の三において同じ。）その他政令で定める費用に充てるべき積立金（次条、附則第七十五条の四第一項及び第八十六条の三において「地方の組合の経過的長期給付組合積立金」という。）を積み立てなければならない。

2　地方公務員共済組合連合会は、地方の組合の経過的長期給付及び附則第七十六条第一項に規定する拠出金の拠出の円滑な実施を図るための積立金（次条、附則第七十五条の四第二項及び第八十六条の三において「地方の組合の経過的長期給付調整積立金」という。）を積み立てなければならない。

（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用）

第七十五条の三　新地共済法第二十四条の二及び第二十五条前段（これらの規定を新地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十八条の八の二並びに第五章の二第二節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、地方の組合の経過的長期給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金について準用する。

（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の当初額）

第七十五条の四　改正前地共済法第二十四条（改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する積立金のうち、その額から附則第二十七条第二項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2　改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から附則第二十七条第二項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

附則第七十六条第一項中「国の組合の経過的長期給付に係る積立金」を「国の組合の経過的長期給付積立金」に、「同条第四項」を「同条第一項」に、「地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額」を「地方の組合の経過的長期給付積立金の額（附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金及び同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金の合計額をいう。）」に、「第二条」を「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条」に改め、同条第二項中「附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法による年金である給付その他の給付であって、改正前地共済法による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものに相当する給付として政令で定める給付をいう。以下この条において同じ。）に係る」を「に係る組合及び」に改め、同条第三項中「、地方の組合の経過的長期給付に係る」の下に「組合及び」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。